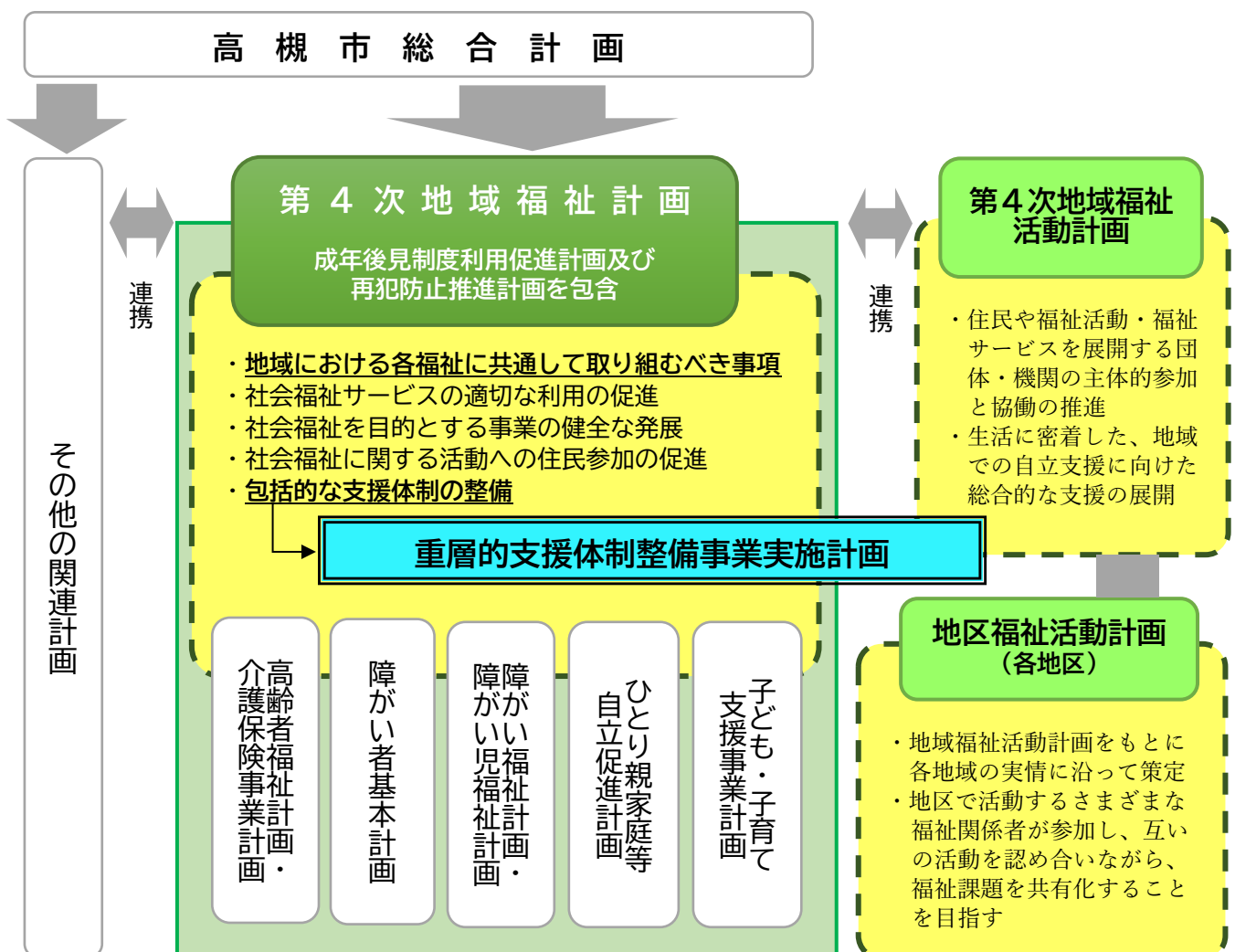


(1) 計画の位置づけ

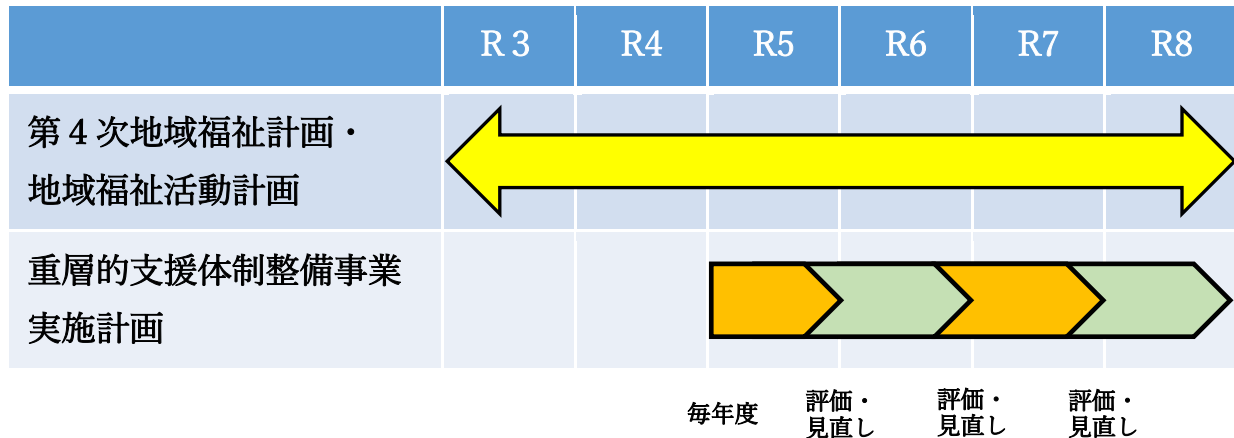
本計画は、重層的支援体制整備事業の実施にあたり、法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、第4次高槻市地域福祉計画における「包括的な支援体制の整備」に資する計画であることから、地域福祉計画の附属計画として位置づけるとともに、総合計画や地域福祉計画を上位計画とする各分野の個別計画等及び地域福祉計画と一体的に策定し両輪で進める高槻市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合性・調和を図りながら推進していきます。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は単年度とし、事業開始の令和5（2023）年度から第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の終期である令和8（2026）年度の間、毎年度、評価・見直しを行います。



(3) 計画の策定及び推進体制

重層的支援体制整備事業については、健康福祉部・子ども未来部及び高槻市社会福祉協議会で構成する庁内関係課会議「高槻市地域共生社会等検討会」を推進機関とし、本計画の策定及び事業の推進に取り組みます。

また、本計画は、地域福祉計画の附属計画として位置づけることから、地域福祉計画の諮問機関である「高槻市社会福祉審議会地域共生社会推進部会」及び推進機関である「高槻市地域福祉計画策定委員会」での調査・審議を踏まえ策定することとし、事業の評価・提言等は地域福祉計画全体の取組状況等の中で行うこととします。

